

## 濃厚接触者の大学入試における取扱いの見直しについて(案)

## ○濃厚接触者の大学入試における取扱い(現在)

無症状濃厚接触者のうち、以下の要件を満たしている場合は受験を認めることとする。

- ・行政検査が陰性であること
- ・受験当日も無症状であること
- ・試験場まで公共交通機関を使用しないこと
- ・別室で受験すること

※「令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」(令和3年6月4日大学入学者選抜協議会決定)より



## ○岸田総理大臣のご発言(令和3年12月21日)(抄)

国内における感染封じ込め対策の強化です。全ての国内感染者について、オミクロン株の検査を行うことで、早期探知を徹底いたします。これに加え、オミクロン株の濃厚接触者に対しては、自宅待機要請ではなく、14日間の宿泊施設での待機を要請するなど、感染封じ込め対策を強化してまいります。

## ○厚生労働省事務連絡(令和3年12月22日)(抄)

B.1.1.529系統(オミクロン株)については、(中略)全ての国内感染者の検体についてL452R変異株PCR検査を実施すること、及び検査能力を最大限発揮したゲノム解析を実施することとしており、改めてこの取組を徹底すること。

B.1.1.529系統(オミクロン株)への感染が確定した患者の濃厚接触者については、感染拡大防止の観点から、当面、宿泊療養施設への入所を求めることとしているので、必要な体制の整備を行うこと。(以下略)

※「オミクロン株の感染流行に備えた検査・保健・医療提供体制の点検・強化の考え方について」(厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)より





## ○今後の濃厚接触者の大学入試における取扱(見直し案)

無症状濃厚接触者のうち、以下の要件を満たしている場合は受験を認めることとする。

- ・ オミクロン株以外の患者の濃厚接触者であること
- ・ 行政検査が陰性であること
- ・ 受験当日も無症状であること
- ・ 試験場まで公共交通機関を使用しないこと
- ・ 別室で受験すること

なお、以下の者については、受験を認めないこととする。

- ・ オミクロン株の患者の濃厚接触者については、自宅待機よりも高い次元での隔離措置として、宿泊療養施設への入所が求められ、療養終了までの間は施設から外出することができないことから、受験のための外出も不可となること。
- ・ オミクロン株以外の患者の濃厚接触者であるかどうか、試験日までに判明していない者については、コロナ陽性判定からオミクロン株と判別されるまでに3日から7日程度要することから、試験終了後にオミクロン株の患者の濃厚接触者であることが判明するケースも想定され、この場合、他の受験生や試験監督者が罹患し、感染が拡大する可能性もあり得ること。（濃厚接触者は別室受験であるため、他の受験生とは一定の隔離措置がとられるが、オミクロン株の感染性・伝播性の高さが懸念されている以上、他の受験生や試験監督者が罹患し、感染が拡大するリスクは予め軽減させる必要がある。）